



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日 本 曹 達 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 杵 渕 裕
(コード番号 4 0 4 1 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 ・ 法 務 グ ル ー プ リ ー ダ ー
青 木 啓 値
(TEL 0 3 - 3 2 4 5 - 6 0 5 3)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 138 回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本対応策」といいます）を導入いたしました。その後、平成 24 年 6 月 28 日開催の当社第 143 回定時株主総会において、本対応策の一部変更及び継続について株主の皆様にご承認いただきましたが、本対応策の有効期限は、平成 27 年 6 月開催予定の当社第 146 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）終結の時までとなっております。

当社では、本対応策の継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催されました当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を継続することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本対応策の継続にあたり、会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの一部変更及び文言の整理を行いました。本対応策の実質的な内容についての変更はありません。

本対応策については、監査役全員が本対応策の具体的運用が適正に行われることを前提として、本対応策の継続に賛成する旨の意見を述べております。

なお、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社株式の状況は、＜別紙 2＞のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診及び申し入れ等はございません。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付

条件等が対象会社の企業価値については株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適當であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値については株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値については株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の経営の基本方針に基づく以下の施策の実施とコーポレート・ガバナンス強化の両面から、当社の企業価値については株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

1. 当社の経営の基本方針

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また、環境に配慮した事業活動を行うことを経営理念とし、独自の特色ある技術を活用することにより高付加価値製品の開発を進め、グローバルな視野で事業を展開する技術指向型の化学企業を目指しております。

2. 当社の企業価値の源泉について

当社の機能化学品・医薬品事業には特殊な用途で使用される製品が多く、製品規格に対する顧客の要求は極めて厳しくなっております。また、生命に関わる製品や供給者の少ない特徴的な製品を扱っており、高い品質の維持と安定的な供給の確保を強く要望されております。これらの製品において、高い品質を維持し、安定的な供給を確保するためには、「当社独自の特色ある技術」を確保・継承し、顧客、取引先、社員及び関係会社等との安定的かつ強固な信頼関係を維持するとともに、最適化された生産・販売体制と品質管理体制を確立・維持することが不可欠です。

また、当社の農業化学品の開発には非常に長い年月と多額の費用を必要とします。新農薬の製品化には候補化合物の探索研究、多種多様な安全性試験、薬効を最大化するための製剤研究、特許申請や各種法規に基づく登録申請等が必要であり、一般的には10年以上の期間がかかるといわれております。また、農薬に求められる条件は年を追うごとに厳しくなっており、創薬能力を維持するためには、優れた合成技術の維持・向上が必要です。さらに、中長期的な利益を確保・拡大するためには、地域ごと、作物の種類ごとに登録・認可を受け、当社農薬の適用拡大を図る必要があります。世界各国の農業事情や各種法規等への理解が不可欠です。当社の主力殺菌剤「トップジンM」は販売開始から40年以上が経過しておりますが、世界中で適用拡大を着実に進めており、今なお販売数量は増加しております。

これらの当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、当社の企業価値を向上させていくことは困難であり、また、かかる事業特性の理解に基づき、中長期的な観点から安定的な経営を行うことは、当社の経営の基本方針に合致し、当社の企業価値については株主共同の利益の確保・向上に必須であると考えております。

3. 当社の将来ビジョン

当社は、平成32年に迎える創業100周年を見据えた長期経営ビジョン【Chemigress to 100】において、目指すべき姿を以下のとおり掲げております。

- (1) 農業・医療・環境・情報といった健全な社会の発展に欠かせない事業分野を中心に展開し、有用な新しい製品や事業を継続的かつ安全に提供することで、幅広く社会貢献を行う。
- (2) 地球環境と企業の社会的責任（CSR）に配慮する化学を中心とした事業グループとして、国際化社会における存在感と必要性を高める。
- (3) チャレンジ精神に溢れ、グローバル競争に勝てる企業集団を形成し、グループ全体の企業価値を総合的に高め、大きく飛躍する。

これらを実現するために、上記事業分野において成長ドライバーを育成・展開するとともに、グローバル化への対応として、「新興国を中心とした需要・環境変化に順応した、差別化された製品・事業力の育成」「販売・生産体制のグローバル化による、国際競争力のあるサプライチェーンの確立」「国際化社会に対応できる人材の育成」に取り組みます。

そして、安全を大前提に、地球環境や企業の社会的責任（CSR）を意識した経営を実践し、社会から真に求められる企業集団への変革を目指します。

4. 当社の中期的な経営戦略

当社は、上記の長期経営ビジョン達成のためのステップとして、継続的に中期経営計画を策定いたします。平成25年度を初年度とする4ヵ年の中期経営計画を第二ステップと位置付け、前中期経営計画の成果を収益に繋げると同時に、さらに成長ドライバーを拡充するために、必要な経営資源を積極的に投入し、長期目標の達成に向けて成長スピードを加速させます。

具体的には、「農業化学品事業」「セルロース誘導体事業」「機能性ポリマー事業」を注力すべきカテゴリと位置付け、経営資源を優先的に配分し、事業の拡大発展を目指します。また、製造部門のコストダウンや管理部門の効率運営に取り組むとともに、グローバル化に対応した人材の育成を行うことで、事業基盤を強化いたします。そして、グループ各社との連携を強化し、グループの経営資源を有効に活用することで、収益力・総合力の向上を図ります。

5. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うとする経営の基本理念を実現し、急激な経営環境の変化に迅速かつ確に対応するため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識し、その強化に努めております。

平成21年6月より、経営環境の変化に対応して機動的に経営体制を構築し、かつ経営責任を明確化するために、取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。また、平成25年6月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能の充実と業務執行機能の強化を図るとともに、取締役の員数の上限を15名以内から10名以内とする定款変更を行いました。そして、本株主総会において、独立性の高い社外取締役2名をご選任いただく予定です。

当社の経営管理組織に関して、迅速性が要求される重要な業務執行については、取締役兼務の執行役員により構成される経営会議を原則週1回開催して審議を行う一方、経営の基本的な意思決定と業務執行の監督については、原則月1回開催する取締役会で集中的に議論することとし、機動的・効率的な運営を図っております。

監査役については、4名のうち3名を社外監査役としております。監査役は経営会議等に出席するほか、

重要な事項については担当取締役・執行役員や担当部署あるいは当該子会社等から直接説明を受ける等、グループ全体にわたり会社情報の発生について正確な把握に努め、関係部署の対処・対応と内部統制が適法・適正に執行されているか否かを監視・検証しております。これに加え、特に財務諸表等の信頼性の確保に関しては、会計監査人と密接な連携を図ることで対応しております。

Ⅲ. 本対応策の内容

1. 本対応策継続の目的

本対応策は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

中長期的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。特に、農業化学品や機能化学品において高付加価値製品の開発を推進するためには、中長期的観点から経営資源を継続的、重点的に投入する必要があります。また、この開発を支える「当社独自の特色ある技術」を今後とも確保し継承するには、国内外の取引先をはじめ社員及び関係会社等と安定的かつ強固な信頼関係を維持することが不可欠です。これらの当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株式価値を適正に判断することはできません。突然大規模買付行為(Ⅲ. 2.「本対応策の対象となる当社株式の買付」で定義されます、以下同じとします)や買付提案がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為や買付提案が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料です。同様に、当社取締役会が当該大規模買付等についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(当社取締役会により代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付等がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を継続することといたしました。

なお、本対応策は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

2. 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）といたします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます、以下同じとします）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます、以下同じとします）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます、この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます、以下同じとします）も加算するものとします）または、
 - (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。
- 各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものをいいます。

3. 特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、特別委員会規程（概要については、＜別紙3＞をご参照ください）に基づき、特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役または社外有識者（注4）の中から選任いたします。特別委員会委員の氏名及び略歴については、＜別紙4＞に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動についての判断に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非に

ついて諮問し、特別委員会は、当社の企業価値については株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで、当社取締役会に対して対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとしたします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとしたします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとしたします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値については株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとしたします。

注4：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為、または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書（以下「大規模買付意向表明書」といいます）を、当社の定める書式によりご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等
- ⑥本対応策に定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容についても公表いたします。

(2) 大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記（1）の①から⑥までの全てが記載された大規模買付意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために大規模買付者から当社取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）について記載したリストを当該大規模買付者に交付いたします。そして、大規模買付者には、リストの記載に従い、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

本必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとしたします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕

組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実行の可能性等を含みます)

- ③大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます)
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます)
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補、基本的な経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対して情報提供の期限を設定する場合があります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものといたします。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な本必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、特別委員会に対して本必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

なお、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わない場合であっても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、特別委員会に提出するとともに株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には最長 60 日間、またはその他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じるこ

とにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明する、あるいは代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)に記載の対抗措置を講じることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものといたします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として<別紙4>に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、上記(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで判断することといたします。当社取締役会が対抗措置を発動すべきと判断した場合には、株主の皆様本対応策による対

抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます）として最長 60 日間の期間を設定したうえで、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催し、必ず株主の皆様のご意思を確認することといたします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することといたします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものいたします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に公表いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合には、上記Ⅲ. 4. (1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間といたします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものいたします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものいたします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記 (3) において、当社取締役会または株主総会において、具体的対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うこと等対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止を、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものいたします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6. 本対応策が株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を

保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載した対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会または当社株主総会において具体的な対抗措置を講じることが決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを実施することを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利または経済的側面において格別の不利益は発生いたしません。但し、当社が新株予約権を取得する日までに、後記(3)「対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き」に記載の大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限り）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います）を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提に売却等を行った株主の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き

対抗措置として考えられるもののうち、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きを講じることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書面をご提出いただくことがあります。

これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び

当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

7. 本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期限は平成 30 年 6 月 30 日までに開催予定の当社第 149 回定時株主総会終結の時までの 3 年間といたします。

但し、本対応策は、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。

また、本対応策の有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本対応策の変更を行うことがあります。このように、本対応策について継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容について速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本対応策に関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本対応策を修正または変更する場合があります。

本対応策において引用される法令等に改正があった場合には、本対応策において引用される法令等の条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものといたします。

8. 本対応策の合理性について

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社役員の地位維持を目的としたものではなく、且つ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでもないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、上記Ⅲ. 1. 「本対応策継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本対応策は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、本株主総会

において本対応策に関する株主の皆様のご意思を問う予定であり、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本対応策の継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策はその時点で廃止されることとなり、株主の皆様のご意向が反映されます。

なお、本対応策は上記Ⅲ. 5. (2)「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」に記載のとおり、大規模買付者による大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあることを理由として対抗措置を発動する場合には、必ず株主総会において対抗措置発動の可否について決議をとることとしており、株主の皆様のご意思を反映し当社取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保できております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

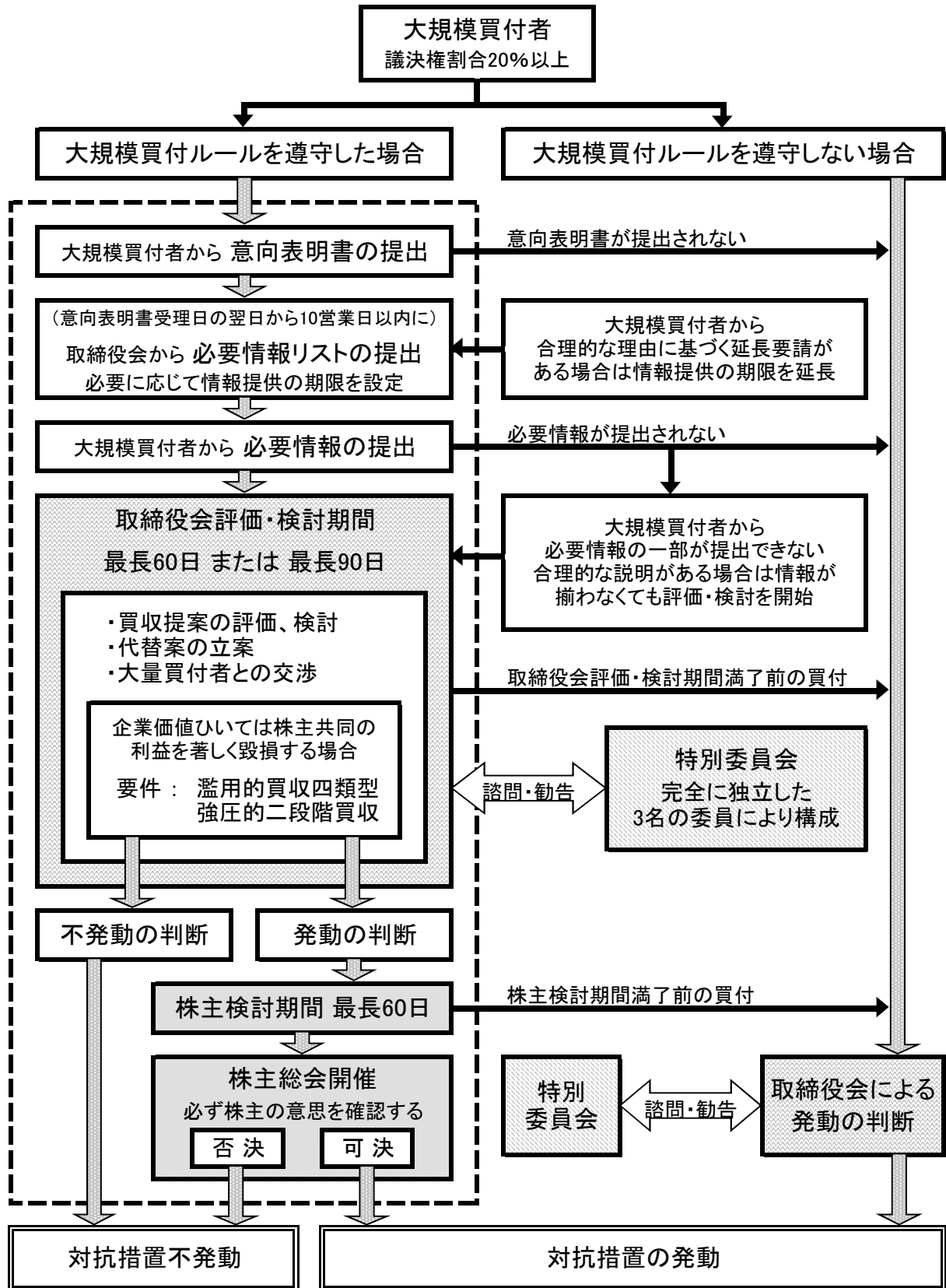
本対応策における対抗措置の発動は、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応策の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型の買収防衛策やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが可能です。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年のため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、当社では取締役解任決議要件についても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をいたしていません。

以 上

「当社株式の大規模買付行為への対応策」の概略図



(注) 本図は、本対応策のご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、全ての手続きを示したものではありません。詳細については、本文をご覧ください。

<別紙2>

当社株式の状況（平成27年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 480,000,000 株
2. 発行済株式総数 154,317,630 株
3. 株主数 16,000 名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,376 千株	8.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,065 千株	7.94%
三井物産株式会社	5,075 千株	3.34%
日本曹達取引先持株会	4,165 千株	2.74%
農林中央金庫	4,120 千株	2.71%
株式会社みずほ銀行	4,082 千株	2.69%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	3,190 千株	2.10%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2,563 千株	1.69%
株式会社りそな銀行	2,400 千株	1.58%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,307 千株	1.52%

（注1）持株数の千株未満は、切り捨てて表示しています。

（注2）当社は、自己株式を2,312,454株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

（注3）持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

（注4）持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しています。

以 上

<別紙3>

特別委員会規程の概要

特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役及び社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれらに準ずる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。

特別委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則として、その決定の内容をその理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができる。

特別委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

<別紙4>

特別委員会の委員略歴

村上 政博 (むらかみ まさひろ)

(略歴)

昭和50年 4月	弁護士登録
昭和58年 7月	公正取引委員会事務局入局
昭和59年 8月	米国ニューヨーク州弁護士登録 (現在に至る)
昭和63年 4月	公正取引委員会事務局審査部監査室長
平成 3年10月	横浜国立大学教授
平成14年 4月	一橋大学教授
平成25年 4月	成蹊大学客員教授 (現在に至る)
平成25年 4月	弁護士登録 (第一東京弁護士会) (現在に至る) 森・濱田松本法律事務所入所 客員弁護士 (現在に至る)
平成25年 6月	当社社外監査役 (現在に至る)

高山 靖子 (たかやま やすこ)

(略歴)

昭和55年 4月	株式会社資生堂入社
平成18年 4月	同社お客さまセンター所長
平成20年10月	同社コンシューマーリレーション部長
平成21年 4月	同社お客さま・社会リレーション部長
平成22年 4月	同社CSR部長
平成23年 4月	同社総務部秘書室付部長
平成23年 6月	同社監査役 (常勤) (現在に至る)
平成27年 6月	当社社外取締役役に選任予定

脇 陽子 (わき ようこ)

(略歴)

平成14年10月	弁護士登録 (第一東京弁護士会) (現在に至る)、虎ノ門南法律事務所入所
平成24年 1月	同パートナー (現在に至る)

(注1) 各委員と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、村上政博氏個人、脇 陽子氏個人及び両氏が所属する法律事務所のいずれとも顧問契約等を締結しておりません。

(注3) 村上政博氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。また、高山靖子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

以 上

<別紙5>

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が定める一定の日（以下、「割当期日」という）における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

2. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭の交付は行わない。

以 上